

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	選挙管理委員会事務局
委託業務番号	令和6年度 長選委第10023号
委託業務名称	衆議院議員総選挙に係る公営ポスター掲示場の製作・設置・撤去業務委託
委託業務場所	長浜市内296か所
業務の概要	令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙にかかる公営ポスター掲示場296か所の製作・設置・撤去を委託するもの。
履行期間	令和6年10月8日 から 令和6年11月1日まで
契約年月日	令和6年10月8日
契約額(税込)	6,218,960円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市浜町9番30号 [商号又は名称] 滋賀県広告美術協同組合
契約相手方の選定理由	・本市は滋賀県内でも一番広域な自治体であり、296か所の掲示板を製作し取り付けるには相当の作業量を要するため、製作及び取付の内容に精通し、かつ土地勘のある者に対応しなければ、公職選挙法に定める設置期限に間に合わないリスクが懸念される。 ・突風等気象の変化による掲示板の破損や倒壊、取付に対する要望など、急を要する対応が生じることが予測される。 以上の理由から、短期間で相当量の作業に対応することができ、不測の事態への迅速な対応も可能な契約相手方として、上記組合と随意契約を締結するもの。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。